

平成25年度白井市入札等監視委員会

第1回会議録

1. 日 時 平成25年8月20日（火） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 横溝委員長、橋本委員、菊池委員
伊藤総務部長、湯浅管財契約課長、齋藤副主幹、石井
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 市長挨拶
 - 4 委員紹介及び事務局職員紹介
 - 5 議題
 - (1) 「白井市附属機関条例」及び「白井市入札等監視委員会運営要領」について
 - (2) 平成24年度下半期分の入札契約の審査
 - (3) 平成24年度下半期分の随意契約の審査
 - (4) その他
6. 議 事 以下のとおり

《新任の菊池委員への委嘱状交付ののち、市長代理の伊藤総務部長よりあいさつ》

市長が公務により不在のため、代わってあいさつ申し上げます。

本日は残暑厳しい中、白井市入札等監視委員会にご出席いただき、ありがとうございます。また、日頃より市行政の運営にあたってご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

ただ今、菊池委員には当委員会の委嘱状を交付させていただきました。お忙しいことと存じますが、よろしく願いいたします。

さて、当委員会は入札過程や契約事務などの監視を中立・公正の立場で行う機関として、平成24年1月に設置しました。そして、市では専門家や市民等の意見を行政運営に反映するため、法律や条例に基づいて設けられた審議会や委員会として当委員会を位置付け、この4月から「白井市附属機関条例」に基づく委員会といたしました。条例等の概略などについては、この後事務局から説明させるので、引き続きよろしくお願いいたします。

また、当市の入札・契約制度の改善状況については、昨年度に測量等コンサルタント業務を除く全ての業種に一般競争入札を導入したり、随意契約の見直しなどを進めたりしています。

さらに、入札には工事や業務の品質を確保するために入札価格と施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価方式」や、企画提案の内容を審査した上で業者を選定するプロポーザル方式などの方法があるので、市では発注方法や入札手続きの改善をさらに進めていきたいと考えております。

この後、平成24年度下半期の入札案件及び随意契約案件について事務局から詳しい説明をさせるので、委員の皆様には慎重なる審議と忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方のご健康と今後ますますのご活躍を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

《委員及び事務局職員の紹介の後、議題の検討へ》

(1)「白井市附属機関条例」及び「白井市入札等監視委員会運営要領」について

《事務局より説明》

早速、議題(1)『「白井市附属機関条例」及び「白井市入札等監視委員会運営要領」について』について説明させていただきます。

お手元の資料1ページから3ページまでの「白井市附属機関条例」をご覧ください。

入札等監視委員会の設置目的や組織形態などについては、平成23年10月1日から施行した白井市入札等監視委員会設置要綱で規定していたところですが、もともと市又は市教育委員会の附属機関であるべき組織が個別の設置要綱で設置され、調査審議に係る手続きなどの方法等について統一が図られていなかったことから、また地方自治法第138条の4第3項では「普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。」と規定されていることから、市では附属機関で担任する事務や組織、委員の構成、定数及び任期等を定める「白井市附属機関条例」を平成25年1月1日から施行しました。

次に、資料4ページからの「白井市入札等監視委員会運営要領」をご覧ください。

入札等監視委員会は条例第2条で定める附属機関であり、また条例第11条では「この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。」と規定していることから、委員会の運営に関する詳細などを定めた白井市入札等監視委員会運営要領の案を策定しました。

なお、設置目的や組織形態など、設置要綱で既に規定していた事項については基本的に変更をしております。

では、要領の案の説明に移らせていただきます。

まず、第1条をご覧ください。この要領の目的について定めたものです。

次に、第2条をご覧ください。第1項では会議の概要について定め、第2項及び第3項でそれぞれの会議で調査審議いただく対象について定めました。また、第4項では設置要綱の内容と同じく会議を原則非公開、会議の議事概要については公表する、というように委員会の会議の公開方法について定めました。

第3条では、調査審議いただく対象となる事業について定めました。なお、「白井市財務規則133条第1項に規定する額」とは「工事又は製造の請負」が130万円、「財産の買入れ」いわゆる物品購入については80万円、「物件の借入れ」機器などの賃貸借については40万円、「財産の売払い」は30万円、「物件の貸付け」も30万円、それ以外の委託や修繕などは50万円となっています。

また、現在随意契約については10万円以上の案件を調査審議いただく対象としていますが、市で設置している白井市建設工事等入札契約審査会では既に1号随意契約案件を審査対象外としていることから、当委員会においても1号随意契約案件となるものを対象外としたところです。

第4条では、第1項で定例会議の開催について定めました。設置要綱では会議の開催時期等について明確に規定しませんでしたでしたが、実際の運用では年度の上半期に1回、下半期に1回の開催としているので、運営要領の規定も現状に合わせました。また、第2項では定例会議において市が報告すべき対象事業の範囲について、これも現在の運用に合わせて策定しました。

第5条では、定例会議で市が提出すべき資料について定めました。従前は、入札案件については市ホームページに掲載している入札結果一覧表と同じものを、随意契約については市で使用している財務会計システムから10万円以上の随意契約案件を抽出し、一覧表にしたものを資料として委員の皆さんに配付し、その中から重点審査案件を選定いただいていた。しかしながら、この資料では設計金額、予定価格、最低制限価格、落札率、落札業者、入札参加者数、失格者及び辞退者は記載してありますが、入札参加資格要件や指名業者等の選定過程等は記載しておらず、1月29日に開催した委員会においても「資料については委員が判断できる材料が記載された資料となる

よう、資料の作成方法を検討していただきたい」との意見をいただいておりますので、近隣自治体の事例を参考に以下の各号で定めたものです。

第6条では、重点審議事案の抽出について定めました。なお、第1項で事案は「委員会が抽出するものとする」と規定しているので、その具体的な方法についてこの後検討いただく時間を設けました。

他の自治体においては委員会が決定した方法で無作為に抽出する方法や委員長が指名した委員が抽出する方法、又は輪番制により決められた当番委員が決定しているところもあり、その際は当番委員が抽出した事案について理由等の説明を行い、委員会で審議しているとのことなので、抽出方法についての検討及び決定をよろしくお願いいたします。

第2項の重点審議事案の抽出件数については、およそ2時間という限られた時間の中で一般競争入札、指名競争入札、随意契約案件を審議いただくことから、他の自治体の要領を参考に10件としました。

第7条では、再苦情処理会議の詳細について規定しています。再苦情処理会議は、白井市公共事業の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第11条において「再苦情申立があった場合は、市長は速やかに白井市入札等監視委員会に諮るものとする」と規定していることから、第1項で開催の時期、第2項では会議への提出書類、第3号では審議結果を市長へ報告いただく期間について定めました。

第8条では、補則として本要領のほかに委員会の運営に必要な事項について定めるべき事項がある場合の決定者について定めました。

なお、7から9ページまでは第5条で定めた審議事案説明書の様式を、10ページは第7条第2項第1号で規定した再苦情処理事案説明書の様式を規定したものです。

説明は以上です。

《質疑応答》

委員：附属機関条例で規定する委員会などは、当委員会のほかにどのようなものがありますか。

事務局：市長部局でいうと情報公開・個人情報保護審査会、特別職報酬等審議会、指定管理者選定審査会、行政改革推進委員会、総合計画審議会など。市教育委員会部局では通学区域審議会などがあります。

委員：当委員会が附属機関条例に規定されたことにより、従来の設置要綱は廃止されたということでしょうか。

事務局：はい。

委員：今後、当委員会の概要などを定める規定というのは附属機関条例と運営要領の2つということでしょうか。

事務局：はい。

事務局：運営要領第6条第1項では重点審議事案の抽出について「委員会が抽出するものとする」とし、第2項でその件数を会議1回当たり10件と定めていますが、その内容で差し支えないでしょうか。なお、差し支えない場合は併せて抽出方法について検討くださるようお願いします。

委員：従前の抽出方法と今回取り上げた案件の決定に至る経緯について教えてください。

事務局：従前と今回で、案件の抽出方法に変更はありません。今回は試行として、対象案件を委員の皆さんへ示す資料として運営要領に定めた様式を使用しました。しかし、案件の執行理由を記述すべき項目を設けていないなど、不備と思われる個所もあるので、平成25年度上半期の案件審査の際に必要な項目などがあればご教示くださるようお願いいたします。

委員：入札案件と随意契約案件を合わせて計10件の抽出ということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

委員：説明にあったような他の自治体における事例、たとえば「委員会が決定した方法で無作為に抽出する方法」「委員長が指名した委員が抽出する方法」「輪番制により決められた当番委員が決定」などで案件を決定する方法もありますが、会議自体が年2回の開催で、委員も3人と少数であることから、白井市ではそれぞれに割り当てられ

た案件数を抽出するという点で良いのではないのでしょうか。

委員：随意契約案件は審査の対象とすべきでしょうか。

事務局：平成24年1月に開催した1回目の会議では、入札案件のみの審査としていました。その後、委員から意見をいただいたことを踏まえて随意契約案件を含めた経緯があります。随意契約であっても高額な案件もあり、また平成25年度から本来一般競争入札に付すべき案件を随意契約案件としたい場合は、白井市建設工事等入札契約審査会での審査対象としたことから、今年度より金額が10万円以上のものでなく、入札契約審査会で諮った案件について審査の対象とさせていただきます。

委員：案件の割り振りはどうしたら良いのでしょうか。

事務局：各委員が一般競争入札案件から1件、指名競争入札案件から1件、随意契約案件から1件、そのほかに1件を抽出すれば計12件となり、抽出数としても適切と思われるが、いかがでしょうか。

委員：差し支えありません。

(2) 平成24年度下半期分の入札契約の審査

《事務局より説明》

それでは、平成24年度下半期分の入札契約のうち、重点審議事案として抽出いただいた案件の説明をさせていただきます。資料につきましては、追加資料として事前に送付させていただきました資料の1ページから10ページとなります。資料の順番ですが、一覧表の通し番号順となっているので、一般競争入札と指名競争入札が混在していますが、ご了承ください。

はじめに、共通事項についてご説明します。一般競争入札に参加できる資格の要件設定や指名競争入札の業者選定数等については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約などの発注方法や設計金額ごとに「競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準」により定めています。この後の説明で格付け「A」「B」「C」「D」という要件がでてきますが、この格付けは入札参加資格者名簿に登録するために経営事項審査を受けなければなりませんので、経営事項審査を受審した全ての建設業者を同一の基準で評価した結果である経営規模等評価結果通知書・総合評点値通知書をもとに建設業者の点数を付け、ランク分けをしているものです。市では、その格付けにより受注できる範囲を

決めています。

一般競争入札の対象は、工事は設計金額が1000万円以上、測量等コンサルタントを除く業務委託が500万円以上、物品購入が80万円を超えるもの、賃貸借が40万円を超えるものとなっています。一般競争入札については、入札に参加する為に名簿に登録を行っていただければ誰でも入札に参加できるので、市では確実に履行可能な業者を選定するために、入札に参加するためのいくつかの条件を設定する「制限付き一般競争入札」を行っています。入札参加資格要件については「名簿登載区分」「格付け要件（工事のみ）」「地域要件（本・支店の所在地）」「実績要件（工事なら施工実績、物品は納品実績など）」「担当技術者等の個人資格要件（土木施工管理技士など）」「その他の要件（法人税の納付）」となっています。また、一般競争入札では品質の確保を図るため、最低制限価格を設定していますが、指名競争入札は履行品質において信頼のおける事業者を指名するので、最低制限価格を設定しないこととしています。ただし、業務委託で人件費が多くを占めているものについては、最低制限価格を設定しています。

それでは、個々に審議事案のご説明をさせていただきますが、審議事案説明書に記載されている内容の中で、主に資格要件等の設定や指名業者の選定方法について、また入札不調となったものについては、その後の対応等についてご説明いたします。

1 ページの「道路改良工事（H24-3）」についてご説明いたします。

本工事は、地元からの要望を受け、拡副改良工事を行ったものです。工事の場所は、白井市復地先、工事延長については、114.4mです。設計金額が1000万円以上の工事については、一般競争入札の対象としていますので、発注方法については一般競争入札により行いました。競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準では「名簿登載区分が土木一式工事は、設計金額が1000万円以上3000万円未満の一般競争入札の参加資格要件は、格付けが『A』『B』『C』『D』で市内に本店、支店又は営業所を置く者」となっていますので、取扱基準に基づき設定しています。その他の要件は法人市民税の未納がない者、過去10年間の国又は地方公共団体等が発注した契約金額が500万円以上の同種工事の施工実績、土木施工管理技師の専任配置を要件としました。

その要件に該当する名簿登録者は23者あり、入札参加資格確認申請者が2者、辞退者はいなかったため、その2者で入札を行いました。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に2ページをご覧ください。「舗装修繕工事（H24-5）」についてご説明いたします。

本工事は、舗装の老朽化に伴う破損の著しい区間の道路維持を目的とした舗装修繕を行うものです。工事の場所は白井市中地先、工事延長は187.5メートルです。発注方法については一般競争入札により行いました。競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準では、舗装工事についても土木一式工事と同様の選定基準であり「設計金額が1000万円以上3000万円未満の一般競争入札の参加資格要件は格付けが『A』『B』『C』『D』で市内に本店、支店又は営業所を置く者」となっていますので、取扱基準に基づき設定しています。その他の要件は法人市民税の未納がない者、過去10年間に国又は地方公共団体等が発注した契約金額が500万円以上の同種・同様工事の施工実績、土木施工管理技士又は舗装管理技士の専任配置を要件としました。

その要件に該当する名簿登録者が17者あり、入札参加資格確認申請者が4者、辞退者はなかったため、その4者で入札を行いました。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に3ページをご覧ください。「道路修繕工事（H24-1）」についてご説明いたします。

本工事は、道路路肩の既設L型擁壁（道路より隣接する土地が低かったり、高かったりする場合に設置する土留）が経年劣化により傾斜しており、道路崩壊の恐れがあることから、擁壁改修を目的として道路修繕を行うものです。工事の場所は白井市清戸地先、工事延長は60メートルです。発注方法については一般競争入札により行いました。本工事については設計金額が1000万円以上3000万円未満の土木一式工事となりますので、先の「道路改良工事（H24-3）」と同じ入札の参加資格要件を取扱基準に基づき設定しています。

その要件に該当する名簿登録者が23者あり、入札参加資格確認申請者が3者でしたが、その3者全てが辞退したことから入札が不調となりました。辞退理由は、3者とも複数の受注と重複したことによるものです。

その後の対応として、2回目の入札を10月25日に地域要件（県内に本

店、支店を有するAランクを追加)を広げて実施しました。入札参加資格者数は212者ですが、入札参加資格申請者は1者で、入札時に辞退しました。なお、辞退理由は「配置する技術者不足のため」でした。3回目の入札は発注を早め、平成25年7月19日に行いました。入札参加資格者数は210者で6者が申請、入札の結果落札に至りました。また、工事の内容についてはガス会社の幹線管が入っているので注意が必要になりますが、古い土留の擁壁を撤去して新しいものを付けるというものであるため、特に難しい内容ではなく、設計内容は変更しませんでした。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に4ページをご覧ください。「水路改修工事(H24-1)」についてご説明いたします。

本工事は、市道の排水等の排水末流となる神崎川支流水路の水路改修を行うものです。工事の場所は白井市河原子地先、工事延長は30メートルです。発注方法については一般競争入札により行いました。本工事については設計金額が1000万円以上3000万円未満の土木一式工事となりますので、「道路改良工事(H24-3)」及び前述の「道路修繕工事(H24-1)」と同じ入札の参加資格要件を取扱基準に基づき設定しています。

その要件に該当する名簿登録者は23者あり、入札参加資格確認申請者は1者でしたが、その1者が入札を辞退したことから入札が不調となりました。なお、辞退理由は「下請人の確保が困難なため」でした。

その後の対応として、設計変更を行って平成25年7月19日に2回目の入札を実施しました。入札参加資格者数は11者でしたが、入札参加資格申請者は3者でした。入札も3者で実施し、落札に至りました。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に5ページをご覧ください。「神々廻子供の遊び場他1除染工事」についてご説明いたします。

本工事は、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を除去するため、行うものです。工事の場所は白井市神々廻1407 神々廻子供の遊び場外1です。発注方法については指名競争入札により行いました。本工事については設計金額が1000万円未満ですので、土木一式工事の登録がある市内事業者で、除染作業の特別教育を受講済みの15者から取扱基

準に基づき5者を選定しています。

入札の結果は、予定価格の範囲内の入札が無かったために不調となりました。

その後の対応としては、指名業者を変更して平成25年1月18日に2回目の入札を行い、落札に至りました。

なお、橋本委員から他の入札不調と異なる表示の理由についてご質問をいただきましたが、特に理由はなく、記載誤りによるものです。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に6ページをご覧ください。「十余一公園除染工事」についてご説明いたします。

本工事は、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を除去するため、行うものです。工事の場所は白井市桜台2丁目18 十余一公園です。発注方法については指名競争入札により行いました。選定基準では設計金額が1000万円以上の工事ですので、一般競争入札の対象となりますが、除染工事は「白井市除染実施計画」に基づき行うもので、除染業務自体がこれまで例として無かったことや事業の緊急性を踏まえ、入札契約審査会に諮り、入札の事務手続き期間が短い指名競争入札としました。

指名業者の業種は公園の除染工事であるため、造園工事の登録がある市内事業者で、除染作業の特別教育を受講済みの7者から選定基準に基づき7者を選定しています。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に7ページをご覧ください。「小・中学校管理、教材備品購入（その2）」についてご説明いたします。

本件は、教育環境の整備及び教育成果の向上を図るため、平成25年度に学級増等となる小・中学校に管理、教材備品を整備するもので、主な管理備品の購入品は生徒の机、椅子となり、教材用備品の購入はオルガンです。納品場所は白井第三小学校、南山小学校、七次台小学校、大山口中学校の4校です。発注方法については、設計金額が80万円を超える物品購入ですので、一般競争入札で行いました。入札参加資格要件については、購入するものが机や椅子ですので、資格者名簿の大分類は「家具・什器」、中分類「木製家具・什器」で登録のある者。受注実績として過去5年間に国又は地方公共団体へ

備品の納入実績があるものを設定し、市内に本店又は支店がある者という地域要件は市内に登録業者が少ないため、設定しませんでした。

資格要件に該当する入札参加資格者数は100者あり、資格確認申請者数は4者、そのうち1者が入札を辞退しました。辞退理由は「仕様に合う製品を揃えるのが困難であるため」です。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に8ページをご覧ください。「小・中学校管理備品（給食用）購入」についてご説明いたします。

本件は、教育環境の整備及び教育成果の向上を図るため、平成25年度に学級増等となる小・中学校に管理備品（給食用）を整備するもので、主な管理備品の購入品は給食リフト用運搬車、パン箱、牛乳箱です。納品場所は白井第三小学校、七次台小学校、大山口中学校の3校です。発注方法については、設計金額が80万円を超える物品購入ですので、一般競争入札で行いました。入札参加資格要件については、購入するものが給食用の備品ですので、資格者名簿の大分類は「厨房機器・浴槽設備」、中分類「給食用食器」で登録のある者。受注実績として過去5年間に国又は地方公共団体へ給食用備品の納入実績があるものを設定し、市内に本店又は支店がある者という地域要件は市内に登録業者がないため、設定しませんでした。資格要件に該当する入札参加資格者数は37者あり、資格確認申請者数は12者、そのうち1者が入札を辞退しました。辞退理由は「弊社都合による」でした。

なお、橋本委員から設計金額と落札金額に大きな差が出た原因についてご質問をいただきましたが、本案件は特殊なものを購入するのではなく、パン箱や牛乳箱等の購入のため、縦・横・高さ、何個（何本）入れられるものという項目を規定し、製品指定等は行っていないため、受注者が仕様に基づく製品を安価で納品できたことによるものと思われます。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に9ページをご覧ください。「道路清掃（除染）作業業務委託（全10件）」についてご説明いたします。なお、入札は個々に行いましたが、執行理由や業者選定方法、入札結果については同様であるため、一括して説明させていただきます。

本業務委託は、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質

を除去するため、路肩等の清掃を行うものです。委託場所は白井市市内全域を小中学校区10カ所に分けたものです。発注方法については指名競争入札により行いました。本委託については設計金額が500万円未満のため、選定基準に基づき市内業者を選定しています。業種は土木一式工事の登録がある市内事業者で、緊急道路安全協力体制の協定を締結し、除染作業を行う事を了解し、除染作業の特別教育を受講済みの事業者から5者を選定しています。

入札の結果、予定価格の範囲内の入札が無かったため、入札が不調となりましたが、入札辞退者の理由は「作業員の確保が難しい」「技術者を配置する事が困難」「手持ち工事があるため」「工期内に工事が完了できないため」でした。

その後の対応としては、放射線量の測定作業が進み、測定値が高い路肩等の箇所がないことが分かったため、名簿登載区分を「緑地管理・道路清掃」に変更し、区域を3カ所に変更して、指名業者を地元業者だけではなく市内及び市外の清掃業者まで対象としました。2回目の入札は市内1、市外2事業者の応札があり、平成25年1月17日に落札に至りました。

なお、橋本委員から「全ての案件についての入札不調の原因」についてご質問をいただきましたが、辞退理由から推測すると市で例年行っている工事等の他に除染工事（又は業務委託）を発注しているため、市内業者だけでは受注できなくなっていたと思われます。

「3 手続きの経過」以下については資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

次に10ページをご覧ください。

「【長期】校務用シンクライアントシステム賃貸借及び保守」についてご説明いたします。

本件は、教員がUSBメモリ等の外部記録媒体を使用することなく、在宅で安全に校務を行える環境を整えるため執行するものです。納入場所は白井市役所です。発注方法については、設計金額が40万円を超える賃貸借ですので、一般競争入札で行いました。入札参加資格要件についてはシステムの賃貸借ですので、資格者名簿の大分類「リース」中分類「電算機」で登録のある者とし、受注実績としては「過去5年間に国又は地方公共団体へ電算関係機器の納入（リース含む）実績があるもの」としました。リースについては、過去5年間にリースを開始したものとしました。地域要件は市内に登録業者がないため、千葉県内に本店又は支店を有する者で設定しました。

資格要件に該当する入札参加資格者数は88者あり、資格確認申請者数は4者、そのうち2者が入札を辞退しました。辞退理由は、「当社都合による」と「仕様の機器提供が困難なため」です。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上、入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

委員：一般競争入札案件にかかる電子入札においては、参加資格確認申請の段階で申請事業者はお互いの存在を知り得ることはあるのでしょうか。

事務局：知り得ることはありません。

委員：一般競争入札で実績要件を定める案件があるが、まったく実績のない事業者は参加する余地がないのではないかと感じます。

事務局：市ではまず、民間での実績を見ます。次に少額の指名競争入札案件等で市が指名することによって実績を積んでいただいた上で、一般競争入札に参加いただいています。

委員：「道路修繕工事（H24-1）」についての事業者の辞退理由を教えてください。

事務局：同案件は平成24年度中に2回一般競争入札を執行したが、1回目は「複数案件の受注（事業の重複）」が理由で、2回目については「技術者の確保が困難」とのことで不調になりました。

委員：工事が遅れてしまうことが懸念されますが。

事務局：平成25年7月19日に同名称で一般競争入札の改札を行い、6者が参加し4者入札の上、落札者を決定しました。

委員：事業者が辞退した理由が「複数の受注」とありますが、同時期に他の自治体の案件に参加し、白井市の案件の落札日前に思いがけず予想以上の案件が落札できたため、やむなく辞退に至ったということなのでしょうか。

事務局：白井市の入札案件に参加した段階で既に他の自治体の入札案件に参加し、白井市の案件の落札日前に他の自治体の案件を落札していたため、白井市案件の担当技術者等の個人資格要件を満たす技術者の

確保が困難になったものと考えられます。

委員：「小・中学校管理備品（給食用）購入」の落札率が53.5%ですが、設計が甘かったのではないかと推測してしまいます。

事務局：物品購入の場合は、特に一般に出回っているものだと事業者がどのくらいの値引きをしてくるのかが予測できないので、設計がしづらいところがあります。

委員：今回の案件の実績を、今後活かしてください。

事務局：予算計上時の金額の算定も含めて、今後活かしていきたいと思えます。

委員：「道路清掃（除染）作業業務委託」について、10件すべてが偶然で不調になったとは考えにくく、ほかに根本的な問題があるように思えてしまうので、今後このようなことのないような対策をとれるのかどうか伺います。

事務局：どの案件も履行期間をぎりぎりのところで設定しており、なおかつ各案件が受注者側からみるとあまり大きな規模でない単価での契約案件であったため、案件の規模や期間から受注者が「受注できない」と判断したのかもしれませんが。設計についても担当部署ではきちんと積算したのですが、除染作業については各事業者ともあまり経験のない分野であったこともあったかもしれません。現在市内での除染作業は着々と進んでいるため、今後同様の事例が出ることは考えにくいですが、スケールメリットでロットを増やしたり、履行時期をそれぞれずらして執行したりすることも対策のひとつだと思うので、今後の事務の参考にしたいと思います。その後については、改めて各地点の放射線量を測定したところ、特に数値の高いところが見受けられなかったため、市内を3区域に分け、通常の「道路清掃業務」として発注した経緯があります。

《前回の会議で委員から事前に意見をいただいた「一般競争入札案件にかか
る市の検査体制」について、資料に沿って事務局から説明》

事務局：検査は適正に行っているところですが、現在の体制では検査を行うことができる人材が少ないため、今後検査職員の育成が急務となっている。

委員：検査員は他の業務と兼ねて検査業務を行っているのですか。

事務局：そのとおりです。

委員：このままでは検査について事業者に「専門職員がないから、この程度の出来栄でも大丈夫だろう」などと思われてしまうので、人

材の育成をお願いします。

《休憩》

(3) 平成24年度下半期分の随意契約の審査

《事務局より説明》

次に議題(3)平成24年度下半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。資料は11ページから15ページになります。

11ページをご覧ください。「戸建て住宅等除染業務」についてご説明いたします。

本業務は、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を除去するため、市が「白井市除染実施計画」を策定し、安全安心の緊急性、子どもへの影響低減を優先して子どもの生活空間や公共施設を中心に除染等の措置を行ってきたものを、住居についても市が実施主体となる制度を作り、戸建て住宅等の除染業務を行ったものです。契約方法については、市の政策を実施するため、統一単価により複数の業者と契約することから、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第2号による随意契約としました。業者については、商工会を通して会員の中から除染工事請負希望者(除染作業の特別教育を受講済み又は受講予定)を募り、希望した業者14者から見積もりを徴取し、一番低い単価で複数の業者と契約しています。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

12ページをご覧ください。「測量設計委託」についてご説明いたします。

本業務は、平成5年3月24日付けで独立行政法人都市再生機構と締結した覚書に基づき、千葉ニュータウン事業を進めるために測量設計委託を行ったものです。契約方法については、国や地方公共団体と共同で事業を実施するため、契約の相手方が特定されるため、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第2号による随意契約としました。千葉ニュータウン事業は、市が行う業務と都市再生機構が行う業務のそれぞれの負担分が覚書により決められていますが、もともと一連の

業務であるため、千葉ニュータウン事業実施者である独立行政法人都市再生機構を契約の相手方とし、測量設計業務を委託したものです。契約金額は双方の協議により決定していますので、設計金額等はありません。

なお、測量設計委託については業務が完了した段階で決算書を提出し、精算することとなっています。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

14ページをご覧ください。

「庁舎仕様状況等調査業務委託」についてご説明いたします。本業務は庁舎整備事業の基本計画及び基本設計に先立ち、現在の庁舎の文書量、備品量及び庁舎利用者の動線、会議室等の使用状況等の調査を行い、問題点の把握や改善策等を策定し、今後事業を進めるための基本的データの作成を行うものです。契約方法については、専門的な知識が必要であり、自治体の業務・庁舎環境等に精通し、高いファシリティーマネージメント能力を有するものを選定するため、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして地方自治法施行令第167条の2第2号により、随意契約としました。業者選定方法については、独自のノウハウや手法等の提案を受け、市に最も有益な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式で行ったものです。

プロポーザル参加資格は「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること」「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと」「納税義務者にあつては、国税について滞納していない者であること」「白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置期間中でないこと」「平成19年4月1日から平成24年12月31日までに国の機関又は他の自治体の類似業務（庁舎のオフィスレイアウト業務等で実態調査を伴う業務を含む）を元請けで受託完了実績を有する者であること」です。なお「国の機関」とは、省庁及び独立行政法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する機関）で、「他の自治体」とは都道府県、都道府県が設立した道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農園開発公社、地方独立行政法人及び市町村、地方公共団体の組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する機関）です。

応募者は2者あり、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの結果、コクヨマーケティング（株）千葉オフィスに決定しました。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

15ページをご覧ください。「道路維持（その5）工事（H24）及び公共下水道道路復旧工事」についてご説明いたします。

本工事は、道路上の雨水滞留箇所の解消及び公共下水道整備箇所の舗装復旧工事を行うものです。随意契約理由については、指名競争入札を行った結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないことから、再入札に付したが落札者がいなかったため、地方自治法施行令第167条の2第8号により、一番低い入札額を提示した業者と不落随契の交渉を行い、予定価格の範囲内の見積額の提出があったことから随意契約としました。なお、本案件については地元からの早期実施の要望を受けていたため、入札契約審査会において不落随契について、承認を得ています。

「3 手続きの経過」以下については、資料に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑応答】

委員：「戸建住宅等除染業務」について、業者の選定に当たっては同様の案件の前例がなかったため、商工会を通じて請負希望者を募ったことですが、ほかに方法はなかったのでしょうか。能力は持っているが商工会に加入していない事業者もいるだろうから、同業者団体への働き掛けなど、こちらとしては「もう一步踏み込んだ選定をしてほしかった」というのが正直な気持ちです。

事務局：建設業組合や造園業組合などの団体への働き掛けを行おうとしたが、あまり力をもった団体ではなく、結果として商工会が市内事業者を一番把握していると判断したため、商工会を通して募集を行いました。

委員：「庁舎使用状況等調査業務委託」について、公募型プロポーザル方式を採用したとのことですが、何者の応募がありましたか。

事務局：2者です。

委員：この方式では、2者のうち提案の内容が優れている事業者を受注者として決定し、金額を定めるのでしょうか。

事務局：受注者を決定するにあたっての判断材料のうち、事業者からの提案事項については市であらかじめ項目に配点を設けています。事業者が提案に基づいて得た点数は、併せて提出された見積金額と併せて受注者決定の判断材料としています。今回の案件については、技術も請負金額も受注者となった事業者の方が優れていました。市では今後もプロポーザル方式を積極的に進めていきたいと思っています。

委員：伝票一覧の項目「契約方法」の記載内容について、「(一者)」と入っていないものについては、基本的に見積合わせで受注者を決定した案件なのでしょうか。

事務局：一覧の内容については、各部署の職員が支出伝票などを起票する財務会計システムから抽出したデータをもとに作成しているため、そのすべてについて整合性が取れているわけではありません。

委員長：入札等監視委員会としては附属機関条例の規定に基づき、市長へ今後の改善点として以下の2点を提示したいと思います。

- ・ 落札率が低い案件が見受けられた。
→ 適切な設計を行うこと。
- ・ 工事（除染）案件について、入札不調となるものが多く見受けられた。
→ 発注方法や発注時期について考慮すること。

（４）その他

今回の会議は、平成26年1月ごろの開催を予定しています。また、会議資料や入札結果一覧表などについては、事務局で回収するのでよろしく願いします。

《午後3時40分終了》